

地方再生に向けた今後の取組について

平成 19 年 10 月 9 日
地方再生担当大臣

1 「地方再生」に取り組む視点

- (1) 地方は人口が減少し、地域公共交通、学校、病院等暮らしを支える機能が低下。小売額の減少など商業機能も衰退、地域経済も低迷し、魅力が減少。さらに人口減を招く悪循環。これに歯止めをかけるため、地方の実情に応じ、生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化のための方策に道筋をつける必要。
- (2) 地方と都市がともに支えあう「共生」の考え方のもと、地方が自ら考え、実行できる体制を整備。
- (3) 地域の活性化は、地域住民、民間団体が取組の主体となり、自らイニシアチブを発揮し地域の創意を結集してプランを描き、関係地方公共団体や関係各省庁がそれを尊重しながら一体となって支援するという協働により実現。関係主体の密接な連携の下、総合的な施策の推進を通じ、持続可能な地域社会を形成。

2 「地域活性化」の基本的課題と取組方針

(1) 地域の活力の確保

<課題> 中心市街地における居住人口・小売販売額の減少、店舗・病院等の施設の郊外化、さらには、地元経済活動の低迷等により、都市機能の衰退や市街地の空洞化、地域産業の弱体化が進行。

<方針> 中心市街地における生活機能、商業機能等の再生による活性化、中小企業の再生・企業立地の促進、地域イノベーションの強化。

(2) 持続可能な地域づくり

<課題> 人口減少・高齢化によるコミュニティ機能の崩壊、地域公共交通、医療、学校等の生活機能の利用利便の低下、耕作放棄や間伐の未実施などによる土地の荒廃。

<方針> 多様な主体の協働による地域コミュニティの再生、公共交通、教育、医療などの利用機会の確保、農林水産業をはじめとする地域の産業、観光等の活性化。

(3) さらに、地方と都市の間、地方と諸外国の間など内外との交流人口を拡大。

3 「地域活性化」の取組みの基本姿勢

(1) 頑張る首長や具体プロジェクトを実践する者など地方の声を真剣に傾聴。

(2) 国と地方が定期的に意見、情報等を交換。

(3) ばらまきを排し、真に必要なものに対して集中的・効果的に施策を実施。

(4) 「地域活性化」の取組は、従来の個別施策のみでなく、省庁横断的、施策横断的な大胆な取組が重要。このため、内閣が総力を挙げることはもとより、地方公共団体、地域住民、民間団体などの叡知を結集し、一元的に施策を立案し、実行。